

別表第1 (第3条、第5条、第9条関係)

種 別	種 目	対 象 者	性 能	耐 用 年 数	基 準 額
介護・訓練用 支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として身体障がい者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年	154,000円
	特殊マット	下肢又は体幹機能障がい1級で常時介護を必要とする身体障がい者(身体障がい児の場合は2級を含む。)、及びA2(重度)又はA1(最重度)の知的障がい者(児)。ただし、原則として3歳以上の者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	5年	19,600円
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障がい1級で常時介護を要する身体障がい者(児)。ただし、原則として学齢児以上の者	尿が自動的に吸引されるもので、身体障がい者(児)又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	67,000円
	入浴担架	下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい者(児)で、入浴に当たり家族等他人の介助を要する者に限る。ただし、原則として3歳以上の者	身体障がい者(児)を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5年	82,400円
	体位変換器	下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい者(児)で、下着交換等に当たり家族等他人の介助を要する者。ただし、原則として学齢児以上の者	介助者が身体障がい者(児)の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5年	15,000円
	移動用リフト	下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい者(児)。ただし、原則として3歳以上の者	介護者が身体障がい者(児)を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4年	159,000円
	訓練いす	下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい児。ただし、原則3歳以上の者	原則として付属のテーブルを付けるものとする。	5年	33,100円
	訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい児。ただし、原則学齢児以上の者	腕又は脚の訓練のできる器具を備えたもの	8年	159,200円
自立生活支援 用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能に障がいを有する身体障がい者(児)で入浴に介助を必要とする者。ただし、原則として3歳以上の者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、身体障がい者(児)又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	90,000円
	便器	下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい者(児)。ただし、原則として学齢児以上の者	身体障がい者(児)が容易に使用し得るもので手すり付きのもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	便器のみ 4,450円 手すり付 9,850円
	T字状・棒状のつえ	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障がい3級以上の身体障がい者(児)。ただし、原則として学齢児以上の者	身体障がい者(児)が容易に使用し得るもの	3年	4,460円
	移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障がいを有する身体障がい者(児)で、家庭内の移動等において介助を必要とする者。ただし、原則として3歳以上の者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 身体障がい者(児)の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。 ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	60,000円 (手すり 5,400円)
	頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障がいを有し、歩行や立位が不安定で頻繁に転倒する恐れのある身体障がい者(児)。又は、A2(重度)又はA1(最重度)の知的障がい者(児)若しくは精神障がい者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者	ヘルメット型で歩行が困難な者が転倒の際に頭部を保護できる機能を有するもの。 ア スポンジ及び革を主材料としているもの イ スポンジ、革及びプラスチックを主材料としているもの	3年	ア 15,200円 イ 36,750円
	特殊便器	上肢障がい2級以上の身体障がい者(児)及びA2(重度)又はA1(最重度)の知的障がい者(児)で訓練を行っても自力での排便後の処理が困難な者。ただし、原則として学齢児以上の者	足踏ペダルで温水温風を出し得るもの及び知的障がい者(児)を介護している者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	151,200円
	火災警報器	障がい等級2級以上の身体障がい者(児)又はA2(重度)若しくはA1(最重度)の知的障がい者(児)であってそれぞれ火災発生の感知及び避難が著しく困難な者。ただし、火災発生の感知及び避難が著しく困難な者のみの世帯又はこれに準ずる世帯	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を發し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	8年	15,500円
	自動消火器	障がい等級2級以上の身体障がい者(児)又はA2(重度)若しくはA1(最重度)の知的障がい者(児)であってそれぞれ火災発生の感知及び避難が著しく困難な者。ただし、火災発生の感知及び避難が著しく困難な者のみの世帯又はこれに準ずる世帯	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	8年	28,700円
	電磁調理器	視覚障がい2級以上の視覚障がい者で盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯又はA2(重度)若しくはA1(最重度)の知的障がい者で知的障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	視覚障がい者又は知的障がい者が容易に使用し得るもの	6年	41,000円
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障がい2級以上の身体障がい者(児)。ただし、原則として学齢児以上の者	視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの	10年	7,000円
聴覚障がい者用屋内信号装置	聴覚障がい2級以上の聴覚障がい者(児)で聴覚障がい者(児)のみの世帯及びこれに準ずる世帯	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの	10年	87,400円	

在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障がい3級以上の身体障がい者(児)で、自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者。ただし、原則として3歳以上の者	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5年	51,500円	
	ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能障がい3級以上又は同程度の身体障がい者(児)であって、医師意見書等により必要と認められる者	身体障がい者(児)が容易に使用し得るもの	5年	36,000円	
	電気式たん吸引器	呼吸器機能障がい3級以上又は同程度の身体障がい者(児)であって、医師意見書等により必要と認められる者	身体障がい者(児)が容易に使用し得るもの	5年	56,400円	
	酸素ボンベ運搬車	呼吸器機能障がい、医療保険における在宅酸素療法を行う身体障がい者(児)	身体障がい者(児)が容易に使用し得るもの	10年	17,000円	
	盲人用体温計(音声式)	視覚障がい2級以上の身体障がい者(児)で盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯。ただし、原則として学齢児以上の者	視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの	5年	9,000円	
	盲人用体重計	視覚障がい2級以上の身体障がい者(児)で盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯。ただし、原則として学齢児以上の者	視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの	5年	18,000円	
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	肢体不自由又は音声機能若しくは言語機能障がいであって、発声・発語に著しい障がいがある身体障がい者(児)。ただし、原則として学齢児以上の者	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、身体障がい者(児)が容易に使用し得るもの	5年	98,800円	
	情報・通信支援用具	上肢機能障がい2級又は視覚障がい2級以上の身体障がい者(児)	障がい者向けのパーソナルコンピューター周辺機器や、アプリケーションソフト 上肢機能障がい者(児) インテリキー、ジョイスティック等 視覚障がい者(児) 画面拡大ソフト、画面音声化ソフト等	6年	100,000円	
	点字ディスプレイ	視覚障がい及び聴覚障がいの重度重複障がいを有する(原則として視覚障がい2級かつ聴覚障がい2級以上)身体障がい者であって、必要と認められる者	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことのできるもの。文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことのできるもの	6年	383,500円	
	点字器	視覚障がい2級以上の身体障がい者(児)。原則として学齢児以上の者	視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもので次のとおりとする。 (1) 標準型 ア 両面書真鍮板製 イ 両面書プラスチック製	標準型	7年	ア 10,400円 イ 6,600円
			視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもので次のとおりとする。 (2) 携帯用 ア 片面書アルミニウム製 イ 片面書プラスチック製	携帯用	5年	ア 7,200円 イ 1,650円
	点字タイプライター	視覚障がい2級以上の身体障がい者(児)で就労若しくは就学している者又は就労が見込まれる者	視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの	5年	63,100円	
	視覚障がい者用ポータブルレコーダー	視覚障がい者2級以上の身体障がい者(児)。ただし、原則として学齢児以上の者	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者(児)が用意に使用し得るもの	6年	85,000円	
	視覚障がい者用活字文書読上げ装置	視覚障がい2級以上の身体障がい者(児)。ただし、原則として学齢児以上の者	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの	6年	99,800円	
	視覚障がい者用拡大読書器	視覚に障がいを有する身体障がい者(児)であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者。ただし、原則として学齢児以上の者	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの	8年	198,000円	
	盲人用時計	視覚障がい2級以上の身体障がい者(児)。なお、音声時計は、手指の触覚に障がいがある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。ただし、原則として学齢児以上の者	視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの	10年	触読式 10,300円 音声式 13,300円	
聴覚障がい者用通信装置	聴覚障がい又は発声・発語に著しい障がいを有するために、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる身体障がい者(児)等とする。ただし、原則として学齢児以上の者	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、聴覚障がい者(児)等が容易に使用できるもの	5年	FAX 30,000円 FAX以外 71,000円		
聴覚障がい者用情報受信装置	聴覚障がい者(児)であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい者(児)用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者(児)向け緊急信号を受信するもので、聴覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの	6年	88,900円		
人工喉頭	音声又は言語機能障がい者で、喉頭を摘出した者	笛式 呼吸によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内導き構音化すえうもの	4年	8,100円		
		電動式 顎下部等にあてた電動板を振動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	5年	70,100円		
点字図書		町長が別に定める。				

排泄管理支援用具	ストマ装具	蓄便袋 直腸機能障がい者又は小腸機能障がい者で、人工肛門を造設している者	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型でラテックス製又はプラスチックフィルム製の収納袋。限度額の範囲内で別表第3に定める付属品を給付できる。	なし	月額 8,600円
		蓄尿袋 ぼうこう機能障がい者又は小腸機能障がい者で、人工膀胱を造設している者	低刺激性の粘着剤を使用した密封型のラテックス製又はプラスチックフィルム製の収納袋で尿処理用のキャップ付のもの。限度額の範囲内で別表第3に定める付属品を給付できる。	なし	月額 11,300円
	紙おむつ等	ストマの著しい変形等によりストマ装具の使用が困難な者又は3歳以上の者で高度の排便若しくは排尿機能障がいの者又は脳原性運動機能障がいかつ意思表示困難者	紙おむつ、洗腸用具、サラシ・ガーゼ、尿取りパッド、おしりふき等衛生用品	なし	月額 12,000円
	取尿器	ぼうこう機能障がい者又は脊髄損傷等による排尿障がいのため本装置を必要とする者	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるもの	1年	男性用 普通型 7,700円 簡易型 5,700円 女性用 普通型 8,500円 簡易型 5,900円
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	町長が別に定める。			

(注)

- 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がいの場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障がいに準じ取り扱うものとする。
- 2 聴覚障がい者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障がい者用目覚時計、聴覚障がい者用屋内信号灯を含む。